会 議 等 報 告 書

	係	員	係	長	課長補佐	課	長	部	長	教育長	副市長	市	長	決定区分	
合議	()	()										
報															
告者	企	:画部	経営	企画課	企画調	整係		職名	主査	氏名	大 鶴	泰	輔	印	
1	会	議等名	第	第4回 糸島市まちづくり基本条例審議会											
2	開催日時 平成 23 年 9 月 29 日 (木) 13 時 30 分 ~ 16 時 15 分														
3	開	開催場所 糸島市役所 本庁舎 本館 3 階 第 3 会議室													
4	出	席者		○審議会委員 9人出席(有松委員が欠席)※別紙のとおり●事務局(糸島市)企画部:福嶋部長 経営企画課:藤田課長、重冨係長、大鶴											
5	 協議事項 ■出欠確認 ・有松委員から欠席の報告を受けた。事前に事務局に提出された意見を各委員に配布。 ■会長あいさつ ・本日、すでに4回目の会議で、ここでまとめ上げた素案を懇談会において市民の皆さんに説明し、またご意見をいただくこととなる。 ・これまでに、委員の皆さんから貴重なご意見をたくさんいただき、それを事務局でまとめてもちった結果、当初の原案と比べてかなり洗練されたものになっていると思う。 ■協議 1 前回までのおさらい ※事務局より 別紙参照 ・配布資料の確認 ・事務局宿題分の説明(危機管理体制の確立、倫理、長期総合計画の議決) ・第3回審議会の結果を受けて修正した箇所の説明 【主な質問・意見】 ※特段なし。 2 素案全体の確認 ※第1章から1章ずつ見直しを行って、最後に前文を見直す。 ※事務局で修正した箇所については、その都度説明を加える。 ※有松委員から提出された意見についてもその都度照会する。 														

5 協議事項

■第1章 総則(第1条~第3条)

【主な質問・意見】

【第2条】

- ○委員:第4号の「参画」のところだが、「市民が主体的に関わる」では、どのような関わり方でもあり得るように感じる。これが、例えば「市民が主体的に参加する」であれば、「参画」となるのではないか。「いろいろな関わり方」のことを参画というのか、それとも、もっと積極的な意味合いを持たせるのか。
- ●事務局:事務局で考えたのは、そこにただ居るだけの「参加」ではなく、積極的に意思 決定のために自分の意見を出していくという意味の「参画」であり、その意味で「主 体的に関わる」という表現を使っている。
- ○会長:他自治体の条例でも「参画」の定義をしていると思うが、「関わる」という文言を使っているか。
- ○委員:事務局からの説明があったように、この「参画」という言葉に、より積極的な意味を持たせていると思われるが、それが、この条文からは感じられない。他市の条例を紹介すると、富士見市は、「主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。」、 岸和田市は、「責任を持って主体的に関与することをいう。」となっている。「主体的に関わる」という表現で主体性を読み取れるのであれば、それで良いのだが。
- ○会長:「主体的に」という文言に「責任を持って」というような意味を読み取ってもら えるのであれば良いが、どうか。
- ○委員:主体的に関わるためには、参加しなければならないのだから、これで良いのではないか。
- ○委員:「主体的」というのは、「主人公としてやる」ということだろうから、力強い意味 合いとなるのではないか。
- ○会長:では、一応、このままということにし、全体を通して、違和感があれば、ご指摘いただきたい。

■第2章 基本理念(第4条)

【主な質問・意見】

※特段なし。

■第3章 情報共有(第5条~第9条)

【主な質問・意見】

【第5条】

- ○会長:第1項だが、主語が「市民、議会及び市は」となっているが、普通、情報を提供するのは市からのみではないか。市民から市や議会へ「情報を提供する」とは言わないのではないか。第1項は、「提供」よりも「共有」のほうが良いと思うが、事務局はどのように考えるか。
- ●事務局:「共有」は、第4条の基本理念にも「情報共有」として掲げている。そのため、 大きな括りとして捉え、章の見出しとして使っている。そのうえで、提供、公開、保 護、把握、発信をまとめて、「共有」とさせていただいた。この第1項の「相互に提 供する」の意味合いは、限りなく「共有」に近いと思われる。
- ○会長:では、第2項の「市民、議会等」の「等」とは、何を指しているのか。
- ●事務局:「市民」に該当しない、市外の企業、団体、大学などを想定している。
- ○会長:そのことは逐条解説にきっちりと示していただきたい。

5 協議事項

●事務局:了解した。そのようにする。

■第4章 権利及び責務(第10条~第17条)

【主な質問・意見】

【第 11 条】

- ○委員:「危機管理体制の確立」については、前回の会議のときに条立てできないかと意見を出していた。条立てせずに、市民の責務の中に1項追加したということか。
- ●事務局:前回の会議で、条立てするほうが目立つというご意見だった。事務局でもどこかに条立てできないか検討したが、章、節との関係から、条立てすることが難しかった。他市の条例を市の立場と市民の立場の危機管理体制を規定するということで、それぞれの責務の中に1項ずつ設けるほうがしっくりときた。
- ○委員:逆に条立てすれば、市と市民両方のことを一緒に規定できるのではないか。
- ○委員:3月11日の東日本大震災以降、防災計画における取り組み方の見直しを行っている。市民と市が一緒になって取り組むということを規定したほうが良いのではないか。
- ○会長:もし、危機管理の条項を独立させて入れ込むのであれば、どこになるか。第 6 章の協働のどこかに入れることになるのではないか。第 25 条が全般的な安全・安心の推進を規定しているので、危機管理体制の確立を入れるのであれば、その次くらいになるのではないか。
- ○委員:現在、各行政区において自主防災組織の立ち上げに取り組んでいるところであり、 市と市民とが協力して取り組むという意味では、第26条くらいに入れたほうが良い と思う。
- ○委員:条文の重要性を目立たせるのであれば、条立てしたほうが良い。
- ●事務局:皆さんからのご意見が多く出されたので、第25条と第26条の間に「危機管理体制の確立」を1条追加することとしたい。
- ○委員:危機管理や防災というものは、協働することに意味がある。そのようなことを意識しつつ条文を考えてもらいたい。
- ●事務局:この会議が素案作成までの最後の協議となるので、事務局案を作成し、会長と協議し、結果を委員の皆さんに報告させていただきたいと思うがどうか。
- ○会長: 抜本的な変更は、この場で決定する必要があるが、細かいところについては、事務局と私で協議して決めさせていただきたい。
- ○委員:市と市民以外に、他市町村との広域的な連携について規定する必要はないか。
- ●事務局:第17条に国、県、他の地方公共団体等との連携を規定しており、共通の課題を解決するようにしている。これは、危機管理に限らず、幅広い連携を想定している。
- ○委員:少しインパクトが弱いようにも思う。危機管理を条立てするのであれば、3項くらいで並べたほうが良いのではないか。原発被害で問題になっているのが広域の連携である。
- ●事務局:流山市の条例では、危機管理のところで広域的な連携が規定されている。このようなことを規定すべきということか。本市には、国内に姉妹都市はないが、広域連携協定については、今後、福岡県が中心となって締結していくこととなるだろう。
- ○会長:では、危機管理体制の確立の条では、市と市民に加えて、広域的な連携を設けるか、もしくは、第3章第2節「市」の中にそれを規定するのかは、事務局に任せるので、検討してもらいたい。

【第 13 条】

- ○委員:「倫理」についてだが、なぜ必要ないと判断したのか。もう一度、事務局に説明 してもらいたい。
- ●事務局:まず、事務局への宿題は、他の自治体の条例で倫理を規定しているケースがないかを確認することだった。インターネットで検索したところ、「倫理」という見出しで規定されていたのは、わずかだった。

また、本市では、すでに「政治倫理条例」「職員倫理条例」が存在しているのに加え、この条例の第13条の市長の責務で「公正かつ誠実に市政を行わなければなければならない」、第15条の市職員の責務でも「公正かつ的確に行わなければならない」と規定している。これらの内容で「倫理」という意味合いをカバーしていると判断した。

- ○委員:糸島市の憲法という条例なので、「倫理」というものは外せないのではないか。
- ○委員:全国で問題となっているのは、市長の清潔さである。住民を引っ張っていくためには、清潔さが必要だと思う。また、すでに他に条例として規定しているから、憲法で規定する必要がないというのは、この憲法のすべて条項で言えることなので、理由にならないのではないか。「市長の倫理については、別に定める」という文言だけでも良いので規定したらどうか。
- ○委員:流山市の条例には、倫理が規定されている。
- ○委員:憲法なのだから、規定したほうが良いのではないか。規定していなかったら、む しろ「なぜ規定していないのか」ということにならないか。
- ○会長:反対意見がないようなので、第13条の市長の責務の第2項の終わりに挿入するか、新たに第3項を設けるかということでどうか。例えば、奥州市の条例であれば、「政治倫理の確立に努め」というような表現が使われている。
- ○委員:政治倫理となると、市長だけではなく、議会もある。
- ●事務局:議会のことまで規定するのは、市執行部としては難しい。
- ○会長:条例を議会に提案する際に、議会に対して市執行部から説明をするだろうから、 そのときに、審議会から議会についてこのような意見があったということを説明する ことはできるのではないか。
- ●事務局: それはできる。他にも議会に対する意見が出てくることも考えられるので、それらを審議会からの意見として議会に説明、報告したい。
- ○会長:ここで、我々が議会に対する政治倫理まで盛り込むことにはならないのではない か。
- ○委員:市の憲法を作っているのだから、盛り込んでも良いのではないかとも思うが。
- ○会長:執行部案としては、盛り込みにくいだろう。政治倫理については、市長の責務に のみ盛り込むということで良いか。
- ○委員:それで良い。
- ○会長:では、職員はどうするか。この条例は、まちづくり基本条例なので、あまり倫理 に突出してしまうのもどうかと思うが。
- ○委員:職員は、「公正かつ的確に行わなければならない」となっているので、必要ないのではないか。一方、市長は、市のトップとして、倫理の規定が必要だと思う。
- ○会長:あくまでも「政治倫理」である。市長は、政治性があるが、市職員は、選挙で選ばれるのではなく、地方公務員法で「政治的中立性」が規定されている(第36条第5項)ため、倫理までは盛り込まなくても良いかと思う。職員は、このままでいくことにしたい。

【第 16 条】

- ○委員:第2項の「できるだけ公募により行わなければならない」のところだが、「行う」 「思う」「考える」という表現は、あいまいに聞こえる。表現としてはどうか、何か 言い換えることができないか。
- ●事務局:ストレートに言うならば、「公募しなければならない」とういことになる。
- ○委員:「公募により」という言い方も少し変な感じがする。
- ○委員:「登用するときは」という言い方は、登用しないときがあるように聞こえるし、 「できる限り」という言い方は、できないことがあるように聞こえる。
- ○会長:ここで言いたいのは、公募で市民の方に委員になってもらうということだと思う。
- ●事務局:「でききる限り」というのは、すべて公募ではなく、専門的な知識を持った方で話し合いをしてもらうこともあるためである。プライバシーの関係や専門的な知識を有する必要があるようなときに、公募できないことが考えられる。
- ○委員:委員を登用しない附属機関があるのか。
- ●事務局:それはない。
- ●会長:「附属機関の委員は、できる限り公募しなければならない」というような表現に なるよう事務局で考えてもらいたい。きちんと文章にして、委員の皆さんには示した い。

■第5章 住民による自治(第18条~第23条)

【主な質問・意見】

【第 18 条】

- ○会長:「区域内の自治組織」と修正した経緯を、もう一度、事務局に説明してもらいたい。
- ●事務局:校区の区域内には、校区、行政区、隣組という自治組織が存在するのにもかかわらず、検討会議素案のように、校区の区域内の自治組織を「行政区」と規定すると整合が取れないのではないかと、事務局でも悩ましかった。

そこで、前回の審議会では、「区域内の自治組織である行政区」というふうに、「である」という限定を加える形で事務局案を提案した。しかしながら、会議の中で、そのような表現ではなく、「区域内にある行政区」とすれば、スッキリして分かりやすいという意見が出され、そのように修正することとした。

その会議結果を基に、事務局で修正案を考える中で、どうしても行政区が自治組織であることを示す必要があると判断した。というのも、「行政区」には、自治組織としての行政区と、市が「行政区設置規則」によって設定している行政の機関としての行政区という2つの「行政区」があり、ここでは、自治組織としての行政区であることを示す必要があった。よって、結果的には、検討会議素案に戻すような形となった。

「校区の区域内の自治組織」が「行政区」のことを指し、「隣組」のことを指すのではないということは、第20条で、「行政区の区域内にある自治組織」が「隣組」であると規定することで、遡って理解してもらえると考えた。

- ○委員:第20条まで読まないと、行政区のことだけを指しているということが分からないのはどうかと思うが。
- ○会長:事務局も頭を悩ませたようだが、第18条から第20条までを読んで、市民の皆さんが理解できれば、それで良いのではないかと考える。

【第20条】

- ○委員:「行政区の区域内にある自治組織」とあるが、「区域内にある」という文言は、必要なのか。「行政区内にある」のほうが簡単で分かりやすいのではないか。
- ●事務局:「行政区の区域内の」というのは、行政区の場所の範囲を指すために使っている。委員が言うように「行政区内の」とすると、行政区という組織の中にある組織というふうに捉えられてしまうような気がした。行政区と隣組は、あくまでも別組織であって、行政区の内部組織として隣組があるのではない。そのため、場所の範囲を示すために、このような表現としたのだが、委員の皆さんはどう思われるか。
- ○委員:行政区と隣組とは、同じ組織内にあるのではないのか。
- ●事務局:第18条の「校区」や「行政区」、第20条の「隣組」は、どれも「組織」を指している。たとえば、「校区」と書いているのは、「校区運営協議会」とか「校区進行協議会」といった組織のことを指している。「校区は、区域内の」と表現しているのは、校区が組織している区域を指すためである。ここで、「行政区内」と言ってしまうと、行政区という組織の内部のことなのか、区域のことなのか分かりづらくなるため、このようなまどろっこしい言い方になっている。
- ○委員:行政区と隣組とは、別組織ということになるのか。
- ●事務局:別組織となる。
- ○委員:隣組が集まって行政区になっているのではないか。
- ●事務局:行政区という組織の中に、隣組という別の組織がある構造ということであれば、 そのとおりである。
- ○会長:第18条で、「区域」という文言を使って略称規定を行っている。誤解がないのであれば、このままではだめか。
- ○委員:隣組は、実態は独立組織ということになるのか。
- ○委員:その独立組織である隣組の集合体が行政区となる。
- ○会長:場所の範囲的に、隣組という組織が、行政区という組織の中にあるということであろう。
- ○会長:「向こう三軒両隣の助け合いの精神」という言葉が条文に使われている。イメージはできるのだが、具体的にはどのような精神なのか。
- ●事務局:逐条解説にも記載しているが、「困ったときはお互いさま」という助け合いの 精神と考えている。
- ○会長:子どもたちには分かりづらい表現なのかなと思われるので、その辺は解説が必要なのではないかと思う。これが糸島市の特長でもあるので。
- ●事務局:了解した。

【第23条】

- ○委員:公民館だが、これまでは、社会教育施設ということで、教育長の管轄下であって、 市長の管轄下ではないという考え方だった。そこで働く職員もそのような考え方を持っていた。今は、その辺はどのようになっているのか。
- ●事務局:今もそのとおりである。ただ、時代の流れの中で、社会教育法でも、社会教育 だけにガチガチに固めるのではなく、まちづくりを含めて公民館を運用していくとい うようになってきている。
- ○委員:合併に伴い、校区社会福祉協議会を二丈、志摩地域の各校区に設置することとなり、事務所をどこに置くかということが課題となった。そこで、「校区の皆さんが集

まりやすいのは校区公民館ではないか」となったのだが、「公民館の事務分掌には、 そのようなことは含まれていない」と言われる公民館もあった。この際、その辺をき ちんとしたほうが良いと考えるが、公民館の職員の方々は、納得してまちづくりにつ いても手伝ってくれているのだろうか。

- ●事務局:校区まちづくりなど、館長も主事の方々もご協力いただいている。
- ○委員:公民館主事の意識の中にそのことが入っていれば良いが、もし、「自分たちはあくまでも教育長の管轄下で、社会教育に関する事務をするのであって、市長部局のまちづくりについては知らない」というようなことでは困るのではないか。市長部局からもきちんと位置付ける必要があると思う。

■第6章 協働(第24条~第27条)

【主な質問・意見】

【第27条】

- ○委員:日本語の使い方の問題かもしれないが、「保全し、活用し、又は後世に受け継がれるよう」のところで、「又は」となると、「保全、活用するか、受け継がれるようにするかのどちらか」というふうに読める。
- ●事務局:説明が抜け落ちていた。市の法制担当者と協議した中で、このような表現となった。確かに「又は」となると、普通は、どちらか一方という選択的な意味合いとなるが、3つ以上のものを読点でつないで、最後の2つの間に「又は」を入れることで、「どのような組み合わせも」という意味合いとなるとのことだった。よって、保全して活用するであったり、保全して後世に受け継がれるようにするであったりと、いろいろな組み合わせができるということになる。
- ●事務局:全部ということもあるのか。
- ●事務局:その点については、申し訳ないが確認が取れていない。
- ○会長:法令用語ではなく、一般の人が読んでどうか。
- ○委員:一般の人が読むと、そのようには解釈できないのではないか。
- ○委員:読点でつないで、「又は」は必要ないのではないか。
- ●事務局:再度、法制担当に確認させてもらいたい。一般的には、「保全し、活用し、後世に受け継がれるよう」であろうと思うが、法制執務上それができるのかどうか確認させてもらいたい。
- ○委員:読点でつなぐことができないのであれば、「又は」を使わないでいいように、別の言葉で置き換えられないか、考えてもらいたい。
- ●事務局:本来、「及び」でつなげば、すべてを含むことになるのだが、逆に、全部でなければならず、いろいろな組み合わせができないということかもしれない。事務局の確認不足であった。法制担当に確認させてもらいたい。
- ○委員: そもそも、保全し、活用することを後世に受け継ぐとなっているが、受け継がれるのは、保全と活用だけなのか。
- ○委員:自然環境及び文化を受け継ぐのではないか。
- ●事務局:保全と活用が手段であり、後世に受け継ぐのが目的ということになるのか。それを並べて、「又は」でつないで、どのような括りでも良いということになるのか。
- ○委員:「保全し、活用し」の「し」を取ったらどうか。
- ●事務局:後段を「後世に受け継がれるよう」に修正したことによって、前段も動詞句に 修正せざるを得なかった。
- ●事務局:事務局で再度検討させていただきたい。

- ○委員:以前、森林の管理について、「本市の大切な財産が個人所有になっているが大丈夫か」ということを聞いていた。
- ●事務局:昨年度策定した国土利用計画の中で、「森林の協働管理」ということを掲げている。遠くに住んでいる森林所有者に対し、行政が連絡役となり、地元行政区や住民が管理を行うというようなものである。実際には、所有者に連絡がつかず、なかなか管理ができないという問題があるのは確かである。

■第7章 (第28条~第33条)

【主な質問・意見】

【第 28 条】

- ○委員:長期総合計画の議決については、市長とも相談をしたのか。
- ●事務局:相談した。
- ○会長:議決事項を条例で定めることになるので、執行部としては、議会に任せるという ことになるのだろう。執行部が先取りして条例案に盛り込むのは、議会の意向も確認 していないし、自らの首を絞めることにもなるということか。
- ●事務局: そのようなところである。ただ、審議会の総意として、議決事項とすべきだというご意見であれば、付帯意見という形で議会には説明させてもらいたい。
- ○会長: それはぜひお願いしたい。審議会では、議会の議決を経るべきという意見があったが、執行部としては、判断を議会に任せることとしたということを付帯意見として挙げてもらいたい。
- ●事務局:そうさせてもらう。
- ○委員:長期総合計画の策定に当たって、もう1点意見がある。合併により糸島市が誕生したが、二丈町、志摩町では、僅差の住民投票で合併したという経緯がある。そして、二丈と志摩の住民にとっては、前原中心に動いていくのではないか、心配に思っている人がいる。人口が多くいるところに、ものをつくっていくことが筋かもしれないが、合併のときの約束事として、「均衡ある発展を目指す」ということが掲げられているので、長期総合計画の策定に当たっては、旧市町の地域性を考慮して、均衡ある計画を策定するということを規定すべき。この点については、これから校区を回って説明をするに当たって、住民の人たちも相当関心があるところだろうと思われる。ぜひ、検討していただきたい。
- ○会長:地域バランスのある総合計画を策定するということだろう。
- ●事務局:委員が言うとおりの心配はある。旧市町のときも、以前に合併したときのそれ ぞれの村の思いが残っていた。今回も合併したからすぐに一体感が醸成されるという ことにはならない。

昨年度策定した糸島市の長期総合計画の中でも、地域の資源を生かして、同じようなものをすべての地域につくるのではなく、地域に合わせて必要なものをつくることが均衡ある発展であり、重要であると謳っている。

○委員:私は、今、都市計画マスタープランの審議会の委員にもなっているが、その中で、 それぞれの校区の拠点をつくることが示された。しかしながら、そもそも何をもって 拠点なのか。「拠点づくり」といっても、拠点の意味合いがそれぞれ違っていて、同 じ括りではできないのではないかという意見が出された。

長期総合計画を策定する際は、地域特性を大事にしつつ、地域によって違う色合い

をどうすり合わせていくかが重要である。加えて、そこには市民感情があり、自治体が1つになったからといって、すぐに市民にも一体感が生まれるということにはならないのではないか。そういう意味では、長期総合計画を策定する際の柱として、均衡ある発展というものを掲げておかないと、良いまちづくりにはならないのではないか。市民も「均衡ある発展」を盛り込むことを受け入れやすいと思う。

●事務局:均衡ある発展というと、市民の皆さんの中には、すべての地域で同じものをつくらないといけないと思う人もいるが、そうではない。地域特性を生かしたまちづくりを進め、地域が活性化することが均衡ある発展である。

そういった意味での「均衡ある発展」という文言を条文に加えるということは、市 民の皆さんも安心されるだろうと思う。

- ○会長:長期総合計画ダイジェスト版の中でも、土地利用の基本方針のところに「新市の一体性と地域の特性への配慮」と書かれている。それぞれの地域特性へ配慮して、一体として発展していくということだろう。長期総合計画に関する一般的な規定だけではなく、そのような文言も盛り込んでみてはいかがか。
- ●事務局:了解した。
- ●事務局:事務局でも以前、このことについて話したときに、「旧市町」という文言については、盛り込まないほうが良いのではないかということになった。せっかく合併したのに、いつまでも地域意識が残り、一体性が損なわれることになりかねない。

また、旧市町間だけではなく、同じ前原地域の中でも、例えば、波多江校区と長糸校区とでは地域特性も違い、住民の認識も違っているのではないかと思われる。

- ○委員:確かに、「旧市町」という文言は除いたほうが良い。それを入れると、またバラ バラになる。地域性は良いと思うが。
- ○委員:前原地域の中でも地域特性が違っている。地域の均衡ある発展という趣旨が盛り 込まれれば、旧市町という文言は入れる必要はない。
- ○会長:福岡県内の市町村を示した地図を見ると、糸島市の面積は、本当に広い。それだけ地域性があるということを事務局も認識しているようなので、条文を考えてもらいたい。

【第34条】

- ○委員:第2項の「要望することができる」という表現は、条文としてふさわしくないのではないか。「求めることができる」「要求することができる」とかではないか。
- ●事務局:一般的には、地方自治法などで使われている「請求」という表現がある。「~をして欲しい」ときは、請求なのだろうが、この条文では、して欲しいだけではなく、「しなくても良い」というようなことも含めて、「実施に関し」という表現を使ったことから、「要望することができる」となった。
- ○委員:住民投票条例などは、「請求」になるのか。
- ○会長:条例の制定請求となる。
- ○委員:この「実施に関し」という内容には、「実施しないで欲しい」ということも含まれるということか。
- ●事務局:そういうこともあると思われる。
- ○委員:「実施しないで欲しい」といった場合、具体的にはどのような手続きが発生する のか。
- ●事務局:何も発生しない。市長に対して、「実施する必要ないじゃないか」ということを、他の要望書と同様の取り扱いで要望するということである。

- ●事務局:元々は、検討会議からの、強い意見だった。地方自治法に認められている条例の制定請求権は、有権者の1/50以上の署名を集めなければならず、ハードルが高い。 そのため、もう少し気軽に市長に対して訴えることができる道を作ってもらいたいという意見だった。
- ●事務局:そこから、「実施してもらいたい」という人に対してのみ耳を傾けるのは公正 さを欠くのではないかと判断し、このような条文を設けている。
- ○会長: それはそうである。そのようなことを住民投票にかける必要ないという意見もあると思われる。
- ○委員:それだったら、いっそのこと、「意見を述べることができる」としたらどうか。
- ○会長:請願や陳情というものも別途あり、それさえも手続き的にせずに、直接市長に意見を述べることができるということだろう。
- ○委員:この条例にそのことを盛り込めば、市長は、その意見に耳を傾けなければならないこととなる。無視したり、門前払いをしたりすることはできないということになる。
- ●事務局:現状でも、市長への手紙という制度があり、きちんと回答を行っている。行政 の市政としては、門前払いはできない。
- ○委員:「住民投票の是非」としたらどうか。
- ○委員: それは、前回案でそうなっていて、修正をすることになった。
- ○会長:投票の是非だけでなく、そのやり方などについても要望があるため、「関して」 とすることになった。
- ○委員:「市長は、要望を尊重する」という規定は、必要ないか。
- ●事務局:結果を尊重することはできても、要望を尊重することは難しい。両方の要望が あるときに、片方だけを尊重することになってしまう。
- ○委員:確かに、どちらも尊重することはあり得ない。
- ○委員:「尊重」というのは、尊重したうえで断ることもある。
- ○委員:住民投票の結果は、尊重で良い。
- ○会長:ここは、「意見や要望を提出することができる」という感じで良いのではないか。 また、その裏には、市長がその意見や要望に耳を傾けるという意味が含まれている。
- ●事務局:会長の案で修正をさせてもらいたい。

■第8章 雑則(第35条~第36条)

【主な質問・意見】

【第35条】

- ○会長:条例の見直しについては、設けないで良いという事務局案だったが、どうか。
- ○委員:それで良い。

■前文

【主な質問・意見】

- ○委員:格調高い文章になった。
- ○委員:前原市、二丈町、志摩町という順番は、これで良いのか。
- ●事務局:「建制番号」というものがあって、福岡県内の市町村に番号が振られており、 その順番となっている。合併のときの条例もその順番だった。
- ○委員:前原、志摩、二丈というのをよく聞くので。
- ●事務局:合併協議会のときから、この前原、二丈、志摩の並びである。

- ○委員:中ほどに、「~ています」という表現が3つ続けて使われている。文章的には問題ないか。少し気になった。
- ●事務局:ここは、「また、」「加えて、」という接続詞があるので、おかしくないのではないか。
- ○会長:では、いくつか修正箇所はあるが、これで市民の皆さんに説明するための素案として、まとめさせてもらって、提出することで良いか。
- ○委員:了解。

3 今後の流れについて ※事務局より説明

- ・本日議論いただいた内容に沿って、会長と協議して修正し、委員の皆さんに現段階の審議会素案としてお送りしたい。
- ・その素案をもって、10 月の後半から糸島市の全項区を対象に、まちづくりの懇談会という形で説明に回りたい。
- ・より多くの市民の方々に、条例の制定作業を進めていること、条例制定の意義、条例素 案の内容などを説明したい。また、住民の方々からの意見も伺いたい。
- ・それとは別に、校区懇談会に参加できない人もいるため、パブリックコメントを実施して、意見聴取をしたい。
- ・その意見を取りまとめ、その結果をもって、2月中下旬から3月初めまでの間に、審議会を開催し、委員の皆さんにご議論いただき、今年度中に答申をいただきたいと考えている。
- ・次回は、答申案及び付帯意見の案もお示ししたい。
- ・その後、皆さんからいただいた答申を基に、執行部で条例案を作り、今の予定では、平成 24 年 9 月の議会に提案できたらと考えている。
- ・本日、まちづくり校区懇談会の日程表を配布しておりますので、委員の皆さんにもお住まいの校区の懇談会にぜひご参加いただきたい。また、ご家族、隣近所、お知り合いにもお声掛けをお願いしたい。
- ・市からのお知らせとしては、10月1日号の広報いとしま、市ホームページに加え、隣組回覧も行うことにしている。
- ○会長:この懇談会が大変重要であり、役所の中だけでつくっているのではなく、皆さんと一緒に作っているというふうになるためにも、活気ある懇談会となるよう委員の皆さんのご協力を願いしたい。

4 その他

- ○委員:これは、議会にも事前に説明するのか。それとも一発で議会に提案するのか。
- ●事務局:議会にも事前に説明させていただく。まず、校区懇談会に入る前に、審議会案を持って説明に入りたいと考えている。10月の常任委員会で説明することとしている。また、今年度末に審議会からの答申をいただいたら、それについても議会に説明したいと考えている。
- ○委員:議会からの強い意見が出されたときなどは、追加で審議会を開催しないといけないこともあるかもしれない。

5 閉会のあいさつ(吉冨副会長)

- ・この条例の前文を見たときに、なんとすばらしい糸島市だなぁと思った。
- ・個人的には、文章を作るのが苦手で、あまり発言ができなかったが、自分は、昔の糸島 を知っている年代かなと思いながら参加させてもらった。
- ・会長のすばらしいリーダーシップと、事務局の資料作成により、無事 4 回の審議が終わった。
- ・あと1回、審議会があり、また、その前に校区懇談会もあるので、そちらにも耳を傾けていきたいと思う。

【以上で終了】

6 決定事項

■第11条(市民の責務)

・第4項の「危機管理」に関する事項は、第6章の協働の中で、新たに条立てする。

■第13条(市長の責務)

・「倫理」に関する規定を1項追加する。

■第14条(市の責務)

・第2項の「危機管理」に関する事項は、第6章の協働の中で、新たに条立てし、規定する。また、広域的な連携についても1項設けるかどうか、検討する。

■第16条(附属機関等)

・「附属機関の委員は、できる限り公募しなければならない」というような表現になるよ う、事務局で検討する。

■第27条(自然環境及び文化の保全・活用・継承)

- ・「保全し、活用し、又は後世に受け継がれるよう」の表現の部分について、「又は」の使い方を再度、法制担当に確認する。
- ・一般の人が読んで分かるように、「又は」を使わない方法で、事務局で表現を考える。

■第28条(長期総合計画)

- ・議会の議決については、条文には盛り込まない。しかしながら、審議会から議会の議決 を規定することについて意見があったことを、答申の際、付帯意見として提出する。
- ・「均衡ある発展」を認識して策定するという趣旨を新たに盛り込む。

■第34条(住民投票)

・「住民投票の実施に関して要望することができる」を、「意見や要望を提出することができる」に修正する。

■第35条(条例の見直し)

- ・必要ないと判断し、まるまる削除することとした。
- ◎事務局で修正を行い、会長と協議したうえで、審議会素案を決定し、委員に送付する。
- ◎10月後半から、各校区でまちづくり懇談会を開催し、その中で条例の説明を行う。
- ◎次回は、2月中下旬に開催する予定。後日、通知させてもらう。